

(本文)

「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回(3月)議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書

1 趣旨

太宰府市議会『市民と議会の意見交換会』は、前年度・2022年度は7月18日(日)・4会場、11月13日(日)・1会場で開催した。これに対して、今年度・2023年度においては現状、11月19日(日)・1会場における1回のみで開催となっている。

2023年11月19日(日)に実施した『市民と議会の意見交換会』は、3常任委員会に分かれての開催だったため、出席した市民からは、「分科会単位でなく、議会全般に関する意見交換を求める」とする声が複数上がっていた。

このため、前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回『市民と議会の意見交換会』を開催することを求める。

但し、上記日程での開催が物理的に難しい場合、2024年度太宰府市予算の審議を終えた令和6年第1回(3月)議会を閉会した後の2024年4月ないし5月に開催することを求める。

2 理由

『太宰府市議会基本条例』においては、第4条「議会は、その活動に関し積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならない」、2「議会は、広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとする」と定める。

今年度・2023年度、太宰府市議会は11月19日(日)10:00～12:00、いきいき情報センター2階研修室等において、『市民と議会の意見交換会』を開催した。

11月19日(日)の『市民と議会の意見交換会』に出席した市民は、参加した太宰府市議会議員よりも少ない15人だった。

当日実施した『市民と議会の意見交換会』は、3常任委員会に分かれて開催した。このため、出席した市民からは、『市民と議会の意見交換会』の冒頭において、「分科会単位でなく、議会全般に関する意見交換を求める」とする声が複数上がった。

太宰府市議会の『市民と議会の意見交換会』に関しては、前年度・2022年度は7月18日(日)・4会場、11月13日(日)・1会場で開催している。

一方、今年度・2023年度においては現状、11月19日(日)・1会場における1回のみで開催となっている。

上記の点を踏まえて、出席した建設経済常任委員会において、「今年度・2023年度内に『市民と議会の意見交換会』をもう1回開催してほしい」という意見を提案した。

この提案に対して、建設経済常任委員会のメンバーである委員長の入江寿議員、副委員長の木村彰人議員、委員の門田直樹議長、委員の橋本健議員、委員の笠利毅議員からの反対意見や反対の意思表示は無く「異議ナシ」で承認されたものと認める。

建設経済常任委員会において承認された一方、11月19日(日)に開催された『市民と議会の意見交換会』は、3常任委員会に分かれての開催だったため、文教常任委員会のメンバーである委員長の陶山良尚議員、副委員長の神武綾議員、委員の堺

剛副議長、委員の徳永洋介議員、委員の馬場礼子議員、委員のタコスキッド議員、ならびに環境厚生常任委員会のメンバーである委員長の小畠真由美議員、副委員長の長谷川公成議員、委員の原田久美子議員、委員の舩越隆之議員、委員の森田正嗣議員、委員の今泉義文議員における「今年度・2023年度内に『市民と議会の意見交換会』をもう1回開催してほしい」と提案した意見に対する賛否は不明である。

但し、上記日程での開催が物理的に難しい場合、『令和6年度太宰府市予算』の審議を終えた令和6年第1回(3月)議会後の2024年4月ないし5月において、『市民と議会の意見交換会』を開催することについても容認する。

このため、「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回(3月)議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書を作成した。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

【 補足 】

本請願に関しては、『太宰府市議会会議規則』(請願の委員会付託)第139条「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する」ことに基づき、請願を所管の常任委員会、または議会運営委員会に付託することを求める。

なお、但し書きとして記載されている「ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」とする行為をおこなう場合、請願者本人、もしくは議案に関する質疑・討論・採決・委員会付託をおこなう本会議に出席している議員に対して、議長が「委員会付託を省略する理由」を説明し、承認を得ることを求める。